三重地方税管理回収機構の電話設備については、現在ビジネスホン、FAXにより下記6 (1)の回線(ひかり電話)を利用しています。機器を更新するにあたり、6 (2)の機能を実現したいと考えており、幅広く情報を収集するため、情報を提供いただける事業者の方は下記のとおり提出・参加いただきますようお願いいたします。

記

- 1 情報提供依頼内容について
 - (1) 見積書

見積書は、別添の様式1号を使用し、別紙で内訳(導入費とランニングコスト)が 分かるように作成してください。

(2) 企画提案書

企画提案書の様式、内容は任意です。本業務では、6 仕様(案)に記載した業務を 委託する予定です。仕様の改善点、仕様に記載のない項目または事例等もありました ら、提案をお願いします。提案書は任意様式とし、枚数の指定はありません。

- 2 スケジュール
 - (1) 質問の受付 令和6年1月26日(金)12時まで(必着)
 - (2) 質問の回答 令和6年1月30日(火)10時まで(ホームページに掲載)
 - (3) 見積書・企画提案書の提出 令和6年2月14日(水)17時まで(必着)
 - (4) ヒアリング 令和6年2月16日(金)から3月1日(金)の間で別途連絡する日 程
- 3 質問の提出先等について
 - (1)提出先 〒514-8567 三重県津市桜橋3丁目446番地34(県津庁舎内) 三重地方税管理回収機構 総務課

TEL: 059-213-7355

電子メール: kaisyu@zei-kikou.jp

(2)提出方法 質問申請書(第2号様式)にて行うものとし、持参、郵送また電子メールにより提出してください

[注意]メールで送信する場合は、スパムメール等に自動判定されることがありますので、別途電話連絡をお願いします。

(3) 質問内容は、当該業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等の質問は受け付けません。

- 4 見積書・企画提案書の提出先等について
- (1) 提出先 三重地方税管理回収機構 総務課
- (2) 提出方法 持参または郵送 (電子メール、FAX等での提出は受け付けません。)
- (3)提出部数

企画提案書及びその他資料 7部

見積書(第1号様式) 正本1部

(見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあたっては、契約希望額に 1 1 0 分の 1 0 0 を掛けた額)としてください。契約金額は 1 円未満の端数が生じた ときは、その端数を切り捨てるものとします。)

(企画提案書、その他資料の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できる ものとしてください。既存の資料やパンフレット等で、見積価格で実現できない機能 を含む場合は該当箇所がわかるようにしてください。)

5 注意事項等

- (1) 同一事業者による複数の提案も可能です
- (2) 設置後の保守の提案もお願いします
- (3) 提案書の作成にあたって、既存資料やパンフレット等を活用いただいて構いません。
- (4)提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、提案者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重地方税管理回収機構情報公開条例(平成 16 年条例第 17 号)で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。(提案書全てを非開示とする必要がある場合についても、その旨を記載してください)
- (5)本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者の負担でお願いします。
- (6) 提供いただいた情報・資料につては、返却致しません。
- (7) ヒアリング時または終了後に、電話機 (据置型、モバイル型) の台数・構成を変更 した場合の見積もりをお願いすることがあります。
- (8) 情報提供内容及びヒアリングの結果により、優先的に交渉する事業及び事業者を選定する予定です。

6 仕様(案)

- (1) 現在使用している電話番号と回線数、変更予定
 - ①059-213-7355 で4回線

- ②059-253-5224 で5回線
- ③059-213-7379 で2回線
- ④059-213-7344 で1回線(FAX)このうち、③については廃止し①を1回線増やし、①と②で5回線ずつと④にする予定です。
- (2) 希望する性能・機能(ヒアリング時にどのように利用できるかお伺いします。実現できない機能がある場合はその旨教えてください。)
 - ・機能を提供する機械は機構事務所内に置いても、クラウド等の利用でも構いせん
 - ・通話品質が通常の電話回線と遜色がないこと
 - 電話機を①と②で各10台、計20台設置すること
 - ・電話機は据置型のみ、据置型とモバイル型の併用、どちらも可(併用時でも据置型は 少なくとも①と②で各5台、計10台は設置すること)
 - ・受話音量の増大ができること
 - ・据置型については、可動する電話台等で複数人が使用しやすくすること
 - 各電話機で発着信したものを別の電話機へ転送できること
 - ・FAX機は現在のものを引き続き使用
 - ・現在、閉庁時は自動応答で音声案内していますので、同等の機能
 - ・現在、回線数を絞る設定ができますので、同等の機能
 - ・着信履歴(番号)を確認できること
 - ・発信履歴(番号)を確認できること
 - ・通話の録音がでできること
 - ・指示する箇所に電話機を設置し、配線工事を行うこと
 - ・現在の電話設備機器の回収をお願いします
 - ・切替(設置)作業は閉庁時間(土日祝または平日18時以降)に行うこと
 - ・現行の電話帳を引き継ぐこと
 - ・現行電話設備の契約が不要又は変更が必要になる場合は、その概要を示すこと

連絡先

〒514-8567 三重県津市桜橋3丁目446番地34 (県津庁舎内)

三重地方税管理回収機構 総務課

担当:兼重

TEL: 059-213-7355
FAX: 059-213-7344
電子メール: : kaisyu@zei-kikou. jp